

制定	平成	4年	7月	1日
改正	平成	7年	4月	1日
改正	平成	9年	7月	1日
改正	平成	10年	3月	15日
改正	平成	12年	8月	1日
改正	平成	15年	4月	1日
改正	平成	16年	10月	1日
改正	令和	4年	6月	1日
改正	令和	5年	1月	1日
改正	令和	5年	5月	26日
改正	令和	8年	8月	1日

2 再生資源利用促進実施要領

第1 目的

この実施要領は、建設工事に必要な建設資材・材料について、発注者及び施工者が資源の有効な利用の確保を図るため、再生資源の利用促進に関する必要な基準を示し、もって建設廃棄物の発生抑制、再利用・縮減及び環境の保全に資することを目的とする。

第2 適用範囲

この実施要領は、広島県土木建築局の所掌する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この実施要領に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「再生利用」とは、建設副産物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (5) 「再生資源」とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することのできるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く。）をいう。
- (6) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設副産物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
 - 一 建設副産物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (7) 「再生資材」とは、再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材をいう。
- (8) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をい

う。

- (9) 「処理土」とは、発生土を脱水、乾燥、粒度調整および安定処理を行い、その性状を改良した土を総称したものをいう。
- (10) 「改良土」とは、「処理土」のうち、セメント系や石灰系の改良材等を混合し、土の性状を化学的に改良（安定処理）された土をいう。
- (11) 「広島県登録リサイクル製品」とは、「広島県生活環境の保全等に関する条例」第79条第2項に基づき登録されたリサイクル製品をいう。
- (12) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (13) 「受注者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (14) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、受注者及び下請負人をいう。

第4 資源有効利用の基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により資源の有効利用を促進するものとする。

- 一 発注者は、再生利用を指定すること及び建設副産物を再資源化施設に搬入するよう条件を付すること等により、資源の有効利用の促進に努めること。
- 二 施工者は、建設工事の施工及び完成後の工作物の安全及び機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うとともに、可能な限り再生利用に努めること。

また、建設副産物の適正な分別を図るとともに、破砕等を当該工事現場において行うことや再資源化施設の活用を図ることにより、資源の有効利用の促進に努めること。

第5 工事契約時における条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、品質等に配慮しつつ、可能な限り再生利用するものとする。この場合、必要な事項を特記仕様書に条件として明示し、明示した条件に変更が生じた場合は設計変更などにより適切に対処するものとする。

第6 計画の作成

受注者は、施工計画書の提出に当たって、再生資源の利用促進について計画的かつ効率的に行えるよう、再生資源利用計画（以下「利用計画」という。）及び再生資源利用促進計画（以下「促進計画」という。）を作成し、その内容を発注者に説明するものとする。

また、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、発注者に報告するものとする。

第7 計画の現場掲示

受注者は、利用計画及び促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

第8 実績の記録と保存

受注者は、利用計画及び促進計画を作成した建設工事の完了後速やかに、実施状況を虚偽

なく記録するものとし、その実施状況を発注者に報告するものとする。

また、その実施状況の記録を建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

第 9 受注者の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、利用計画及び促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

また、受注者は、工事現場の建設副産物責任者に対する指導や関係する他の施工者等に対する再生利用の促進に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めるものとする。

第 10 指定副産物

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 12 年法律第 113 号）第 2 条第 15 項の規定において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材が指定副産物として定められているため、発注者及び受注者は、建設工事を施工するに当たって、再生資源としての利用に努めるものとする。

第 11 建設発生土の再利用の促進

発注者及び受注者は、必要とする土砂については、他の工事現場における建設発生土について情報収集、連絡調整を行うなど、工事間流用の促進に努めるものとする。

第 12 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

- 一 建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地
- 二 建設発生土を搬入した建設工事に係る受注者の商号、名称又は氏名
- 三 建設発生土の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- 四 建設発生土の搬入量
- 五 建設発生土の搬入が完了した日

第 13 再生資材の利用促進

発注者及び受注者は、工事で使用する建設資材・材料について、環境保全及び資源の有効活用を図るため、数量の多少にかかわらず、指定資材を利用することとし、次のとおり取り扱うこととする。

また、指定していない資材については、原則として再生資材の利用に努めるものとする。

(1) 指定資材

土砂、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物

(2) 対象工事

請負代金額100万円以上の建設工事

(3) 再生資源利用計画書及び実施書

受注者は、対象工事において、指定資材又は建設資材（生コンクリート、木製資材）、建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）を利用する場合、「再生資源利用計画書」を提出すること。

また、工事完了後速やかに、その実施状況を記録した「再生資源利用実施書」を提出すること。

第14 建設副産物の利用促進

建設副産物における処分の減量及び再生資源の有効利用を図るため、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 対象副産物

ア 特定建設資材廃棄物

(ア) コンクリート塊

(イ) アスファルト塊・コンクリート塊

(ウ) 建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）

イ 建設廃棄物

(ア) 建設汚泥

(イ) 建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）

(ウ) その他がれき類 等

ウ 建設発生土

(ア) 第一～第四建設発生土

(イ) 浚渫土（建設汚泥を除く）

(ウ) 浚渫度以外の泥土

(2) 対象工事

請負代金額100万円以上の建設工事

(3) 再生資源利用促進計画書及び実施書

受注者は、対象工事において、工事現場から対象副産物を搬出する場合、「再生資源利用促進計画書」を提出すること。

また、工事完了後速やかに、その実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を提出すること。

第15 広島県登録リサイクル製品の利用促進

発注者及び受注者は、工事で使用する建設資材・材料について、県内で発生する再生資源を用いたリサイクル製品の利用の促進を図るため、原則として「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき登録された製品（登録リサイクル製品）の使用に努めるものとする。

第 16 積算基準

再生資材の使用に係る積算基準は別途定める。

2－1 再生資材利用積算基準

1 適用範囲

広島県土木建築局の所掌する建設工事に適用する。

2 再生資材の利用方針

建設工事で利用する建設資材・材料の方針については、「再生資源利用促進実施要領」のとおりとする。

ただし、本要領で指定していない資材について、工事契約後、受注者から再生資材の利用の申し出があれば、品質等を確認の上、認めることとする。（仕様書の変更はしないこととする。）

3 積算上の取扱い

再生資材の利用に係る積算上の取扱いは、当面以下の運用を行うこととする。

なお、次の要件に該当しない建設工事においても、再生資源の利用及び再資源化施設の活用可能な限り努めるものとする。

また、再資源化施設の活用に際し、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

発注時、次表に該当するものは、原則として再生資材で積算する。ただし、工事契約後、再生資材の品質、量が確保できない場合は、新材料に変更することができる。

資材	名称及び規格	使用箇所	品質基準
土砂	処理土・改良土	・盛土材及び埋戻材	・広島県土木工事共通仕様書 ・土壌の汚染に係る環境基準 ・発生土利用マニュアル ・道路土工指針 ・建設汚泥再生利用マニュアル ・広島県道路事業設計要領
砂	再生砂（RS）	・埋戻材（良質土のない場合） ・軟弱地盤の置換材 ・遮断層及び凍上抑制層 等	・広島県土木工事共通仕様書
砕石	再生クラッシャーラン（RC40 又は RC30）	・埋戻材及び置換材 ・コンクリートブロック積み、側溝及び擁壁等の構造物の基礎材又は裏込め材 ・仮設道路の敷砂利 ・下層路盤	
	再生粒度調整砕石（RM40 又は RM30）	・上層路盤	
加熱アスファルト混合物	再生細粒度アスコン（骨材最大粒径 20mm 又は 13mm）	・車道、路肩、歩道及び仮設道路等の表層	
	再生密粒度アスコン（骨材最大粒径 20mm 又は 13mm）		

	再生粗粒度アスコン（骨材最大粒径20mm）	・ 中間層及び基層	
	再生アスファルト安定処理	・ 上層路盤	

(1) 積算上の留意事項

ア 上表の再生資材（土砂を除く）を利用する場合の運搬距離は、40キロメートルを上限とする。ただし、加熱アスファルト混合物は運搬時間が1.5時間以内とする。

なお、上記運搬距離または運搬時間の範囲内に再資源化施設がない場合、再資源化施設から再生資材の品質及び供給の確保ができない場合又は他関係機関（漁業協同組合など）の要請等により再生資材の使用が困難な場合には新材料を使用する。

イ 土砂については、原則として、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントの中から、要求品質を満足する処理土又は改良土を利用する。ただし、運搬距離は50キロメートルを上限とする。

なお、上記運搬距離の範囲内に建設発生土リサイクルプラントがない場合には新材料を使用する。

発注時、特記仕様書（別紙参照）に明示する。

ウ 再生資材の購入単価は「土木工事設計資材単価表」、それ以外については見積り等による。

エ 歩掛等は新材料と同等の扱いとする。

(2) 建設発生土の工事間流用

工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事（民間工事を含む。）がある場合、受入れ時期、土質等を考慮したうえで建設発生土を工事間流用する。

発注時、特記仕様書（別紙参照）に明示する。

4 他産業からの再生資材の使用

建設産業以外において発生する副産物の再生資材を建設資材・材料として使用する場合は、事前に事業主管課及び技術企画課と協議するものとする。

5 附則

- 1 令和8年8月1日改正については、令和8年8月1日から施行する。

特記仕様書の例示（緑の字句は、工事によって変更して記載すること）

【流用土（工事内流用）】の場合

本工事の施工により発生する土のうち、 $\triangle\triangle\triangle\text{m}^3$ （地山土量）については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

【発生土（搬入）（他工事からの流用）】の場合

本工事では、他工事からの発生土として次の搬入を予定している。

搬入元工事名： $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 工事

搬入期間： 令和 $\bigcirc\bigcirc$ 年 $\triangle$ 月～令和 $\bigcirc\bigcirc$ 年 $\times\times$ 月

搬入量： $\triangle\triangle\text{m}^3$ （盛土換算数量）

受渡し場所： 本工事現場

その他： 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする

【購入土（搬入）（建設リサイクルプラントが製造した処理土）】の場合

本工事では、 $\triangle\triangle\triangle\text{m}^3$ （ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

- (1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。

したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。

- (2) 上記（1）により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。

- (3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

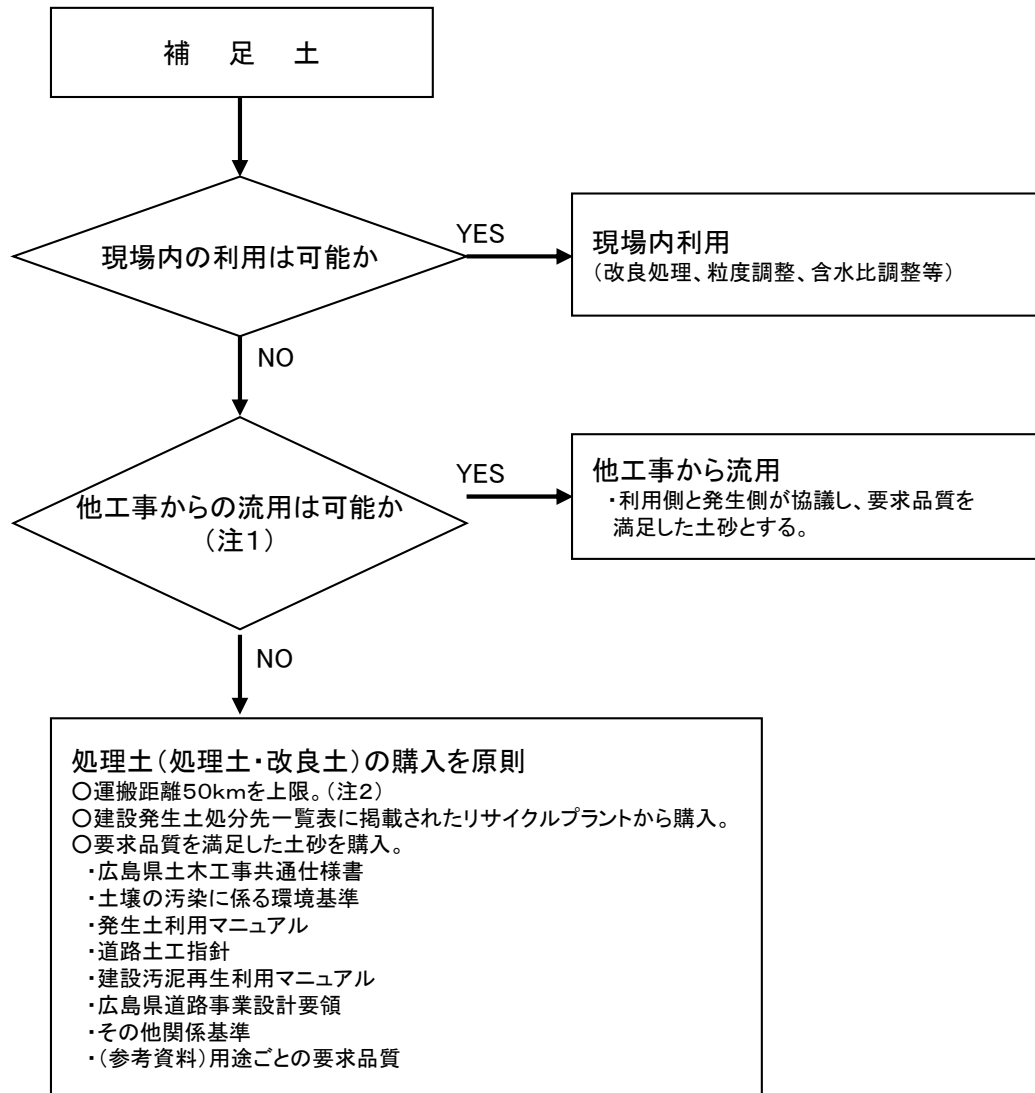
【購入土（搬入）（新材料）】の場合 ※原則、使用しない

本工事では、 $\triangle\triangle\triangle\text{m}^3$ （ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

なお、新材料の購入土砂を見込んでいるが、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用することが可能である場合は、その使用に努めるものとする。

ただし、使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

補足土選定フロー図



(注1) 工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事
(民間工事を含む。)があるか。

(注2) 運搬距離50kmの範囲内にリサイクルプラントがない場合などは、
新材の利用も可能とする。

用途ごとの要求品質（参考資料）

用		途	工作物の埋戻	道路路床盛土	土木構造物の裏込	道路路体盛土	河川築堤(一般)	宅地造成
用途ごとの要求品質	材料規定	最大粒径	50mm 以下	200mm 以下	(100mm 以下)	300mm 以下	(150mm以下)	100mm 以下 (転石300mm 以下)
		粒度	$F_c \leq 25\%$	2mm以上の 混合率が50% 以上 (県要領)	($F_c \leq 25\%$)	—	($F_c > 15\%$)	φ7.5mm 以上の 混入率 40%以下
		コンシ テンシー	—	$PI \leq 6$ (県要領)	($PI \leq 10$)	—	—	—
		強度	$q_c \geq 800 \text{ kN/m}^2$ 規定の CBR 以上	$q_c \geq 800 \text{ kN/m}^2$ 規定の CBR 以上	$q_c \geq 800 \text{ kN/m}^2$	$q_c \geq 400 \text{ kN/m}^2$	$q_c \geq 400 \text{ kN/m}^2$	$q_c \geq 400 \text{ kN/m}^2$ 場合により $q_c \geq 200 \text{ kN/m}^2$
	施工管理規定	含水比	監督員の指示	最 適 含 水 比 と Dc90%の得られ る{湿潤側の} 含水比の範囲 { } : 土工指針	—	最適含水比と Dc {90} 85%の得られ る {湿潤側の} 含水比の範囲 { } : 土工指針	—	最適含水比に 近い状態
		締固め度	$D_c \geq 90\%$	$D_c \geq 90\%$	—	$D_c \geq 90\% \cdots \text{土工}$ $D_c \geq 85\% \cdots \text{県}$	$D_c \geq 90\%$ $D_c \geq 80\%$	$D_c \geq 85\%$
		空気間隙 率または 飽和度	—	—	—	粘性土(土工指針) $V_a = 2 \sim 10\%$ $S_r = 85 \sim 95\%$ 砂質土(土工指針) $V_a \leq 15\%$	粘性土 $V_a = 2 \sim 10\%$ $S_r = 85 \sim 95\%$ 砂質土 $V_a \leq 15\%$	粘性土 $V_a \leq 13\%$
		一層の仕 上り厚さ	30cm 路床部 (20cm 以下)	20cm 以下	20cm 以下	30cm 以下	—	まき出し厚さ 30～50cm
基準等			道路土工指針 道路設計要領	道路土工指針	道路土工指針 道路設計要領	河川土工マニュアル	住宅・都市整備公団 工事共通仕様書	

凡例 建設発生土利用技術マニュアル第3版を一部加筆

F_c : 細粒分含有率	D_c : 平均締固め度
PI : 塑性指数	V_a : 空気間隙率
q_c : コーン指数	S_r : 飽和度
D_c : 締固め度	(): 望ましい値